

NHKは政治権力からの自立を！

NHK問題を考える会(兵庫)

2014年5月 ニュース NO.31

神戸市中央区元町通6-7-6-5F 平和友好センター内 電話・FAX (078) 351-0194

ホームページ <http://nhkwatchers.web.fc2.com/> NHK問題を考える会(兵庫) 検索

NHK靱井会長の辞任を求める 受信料凍結運動を呼びかけます

NHK神戸放送局にも通告

「NHK問題を考える会(兵庫)」は4月21日、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」が提起した、「NHK靱井会長の辞任を求める受信料凍結運動」に賛同し、受信料凍結運動を呼びかけることを決めました。

4月21日、兵庫の会の世話人、高橋さんが「3人の罷免を求める署名」の呼びかけ団体の代表とともに渋谷の放送センターを訪れ、

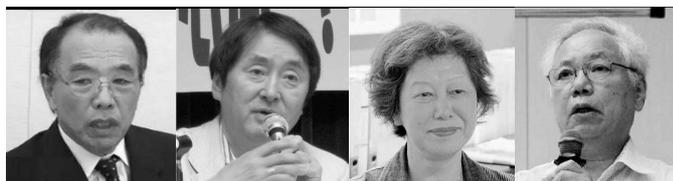
NHKに通告してきました。また、神戸では21日、同じ時間にNHK神戸放送局を貴名初子代表ら世話人3人が訪れ、靱井氏の辞任を求める受信料凍結運動を呼びかけることを伝えてきました。今回の運動は「受信料拒否ではなく、6か月間の凍結」ということが特徴です。

目的と方法は次のページをご覧ください。

「どうする！公共放送の危機」6.21関西集会 6月21日、大阪中之島公会堂へお越しください

やめなさい！NHKの靱井会長、百田・長谷川経営委員の罷免を求めます

■リレートーク■



醍醐 聰 永田浩三 池田恵理子 阪口徳雄

日時 2014年6月21日(土)
開場 13:00 開会 13:30

会場 大阪・中之島中央公会堂

参加費(資料代)1000円
主催「どうする！公共放送の危機」6.21関西集会実行委員会

2014年4月21日

NHK経営委員会 御中
NHK会長 萩井勝人様
NHK理事 各位
NHK神戸放送局 局長様

NHK問題を考える会(兵庫)
代表 貫名 初子

NHK萩井会長の辞任を求める受信料凍結を会員・視聴者へ呼びかけることを決定しました。

「NHK問題を考える会(兵庫)」は、NHK萩井会長の就任後の会見から、その言動を注視してきました。公共放送に対する不見識と「『慰安婦』はどここの国にもあった」などという、偏った歴史認識の発言からもNHKのトップにふさわしくない人物ということが明らかになりました。

国内外の批判が沸き起こり日本の国際的信用と国益に大きな損失を与えたと思われませんが、「お詫び会見」を見る限り、何が批判を受けているか理解されていないように思います。

私たちは、萩井会長と百田・長谷川経営委員の辞任を求める署名運動を行っていますが、その訴えは多くの共感を呼び、NHKに対する視聴者の批判の声はますます高まり続けています。受信料を払いながらも、「NHKは見たくない、見ない」という人が増えています。私たちは受信料凍結運動には慎重な態度を取ってきました。視聴者が直接、意見をNHKに届けるという民主主義を発揮することが大事だと呼びかけてきました。その声を受けて経営委員会が賢明な判断を行い、萩井会長の自主的な辞任が促されることを願ってきました。

ところが、3か月経過するも、一向に解決の方向が見えてきません。

私たちは討論の末、これ以上、萩井氏がNHK会長の座に居座るならば、NHKの自主・自立は望めないという判断から、視聴者の異議申し立ての手段として、受信料凍結運動を会員によびかけることを決定しました。

「視聴者コミュニティ」が掲げる目的と凍結運動の方法は、全く大義と道義にかなったものと考え協賛します。

放送には場違いな人物を選任した経営委員会の見識と責任が問われています。5月からの受信料凍結運動が広がる前に、経営委員会が放送法の原点に立ち返った賢明な判断によって会長を解任するか、萩井会長が4月末までに自主的に辞任されることを求めます。

「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」が掲げる目的と凍結運動の方法に協賛し、同一行動をとりますので、以下の「受信料支払い凍結運動の要点」を紹介します。

「受信料支払い凍結運動」の要点

1. 目的

「今のままでは受信料を払う気になれない」という多くの視聴者の意思を汲み上げ、当面、靱井会長の辞任を促す。

2. 支払い凍結運動の方法

- ①4月末日までに靱井氏を罷免するか、靱井氏が会長職を辞する決断をされるよう、再度、要求する。
- ②4月末に至っても、なお、靱井氏が会長職にとどまる場合は、同氏の辞職をさらに強く促すため、向う半年間、受信料の支払いを凍結する（本年5月から10月の間に納期が来る受信料の口座引き落とし等を停止し、振り込み票による支払いも行わない）運動を起こす。
- ③上記②を実行するにあたっては、凍結したことをNHKに通告するよう呼びかける。（視聴者コールセンター電話 0570—066—066 へ）
- ④半年経過するまでに靱井氏が会長を辞任した場合は、その時点で受信料支払いの凍結を解除し、支払いを再開する。
- ⑤半年が経過した時点で靱井氏がなお会長職にとどまっている場合は、凍結を継続するか解除するかは、凍結を始めた各視聴者の判断に委ねる。
- ⑥どの時点で凍結を解除するにせよ、凍結分も含め、受信料を支払うものとする。

<お知らせとお願い>

① NHKは視聴者からの凍結の通告をカウントしています。NHKはそれによって、靱井氏の問題がどれくらい視聴者の批判があるのかを判断します。

メディアもそれを注目しているので、凍結したことを、Tel 0570—066—066 へご通知ください。

この通知の件数がこの運動を成功させる大きなカギとなっています。

② 靱井氏の報酬は3092万円です。それは私たちが支払う受信料でまかなわれています。靱井氏は「政府が右という時、NHKは左とは言えない」などと発言し、政府から自立した放送局である公共放送のイロハがわかっていない人です。このような人に受信料から多額の報酬が支払われることは納得できません。

③ 延滞利息について受信料規約では、3期分(6か月分)から2.0%の延滞利息がかかりますが、NHKは実際にはどこでも請求していません。(NHKの回答)

2014年4月21日

NHK 経営委員会 御中
NHK 会長 梶井勝人様
NHK 理事 各位

ご通知
梶井勝人氏の NHK 会長辞任を停止条件として
受信料支払い凍結運動に踏み切ります

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

梶井勝人氏の NHK 会長就任会見での妄言、百田尚樹、長谷川三千子両氏の NHK 経営委員としてあるまじき言動に対して NHK に多くの視聴者から抗議の声が寄せられています。当会が他の 6 つの市民団体と共同で 2 月末から始めた 3 氏の罷免、辞任を求める署名も 4 月 18 日現在の集計で 3 万筆を超えました。また、この間、当会には、「今の NHK には受信料を払う気になれない」、「口座の引き落としを止めたいがどうしたらよいか」という問い合わせが多数届いています。

当会は 3 氏の罷免、辞任を求める署名運動に取り組むとともに、3 氏が経営委員会や国会でどのような釈明・答弁をされるのか、それらに対する視聴者・世論の動向はどうか、などを慎重に見極めてきました。

しかし、梶井氏は前例のない抗議の声も意に介さないかのように、「無理やり言わされた」、「不慣れだった」と釈明する一方、「どこか間違っていたでしょうか」と開き直す有様です。

また、梶井氏のご自身こそ辞表を提出すべき状況にありながら、会長就任早々、全理事から日付のない辞表を取りつけ、いまだにそれを理事に返却せず、会長の人事権を盾に専決体制を敷こうとする態度を改めていません。そのうえで、個人としての見解と会長としての見解を整理しないまま発言したことは反省すると語ってきました。百田、長谷川両氏も問題にされた言動は経営委員の職務外のもので、個人としての言論の自由に属するものだという反論を繰り返しています。つまり、3 氏は問題とされた一連の「個人的見解」それ自体を今もって撤回も改めもしていないのです。

しかし、今回の一連の発言で問われているのは、放送に携わる者の職責と定められた「健全な民主主義の発達に資するよう」（放送法第 1 条第 3 項）放送を規律するのに適した資質を 3 氏が備えていたのかどうかです。特に、「国際放送では政府が右というものを左というわけにはいかない」、「従軍慰安婦ほどの国にもあった、それをいいとか悪いとかいう立場にはない」という個人的見解を持つ人物を敢えて NHK の会長に選任した経営委員会の判断の可否が問われているのです。

当会はこれまで3度にわたって、他の市民団体と共同で、署名簿を添えて靱井氏ら3人の罷免、辞任を求める申し入れを靱井氏ご本人及びNHK経営委員会、さらには経営委員の任命権者である安倍首相に提出してきました。しかし、さる4月13日に放送された靱井会長の釈明会見でも、市民団体の申し入れを意に介さず、前例のない多くの視聴者からの批判も顧みず、棒読み同然の幕引き談話で会長職に居座り続けようとしています。私たちはこうした靱井氏の対応を放置するわけにはいきません。

そこで、当会の運営委員会は約2か月にわたる慎重な協議を経て、以下のとおり、NHK経営委員会が靱井勝人氏をNHK会長から罷免するか、靱井氏が自ら辞任を決断するよう、再度の申し入れをし、この要望が受け入れられない場合は、受信料の支払いをむこう半年間、凍結する運動を起こすことにしました。

靱井氏に絞って辞任を求めるのは、同氏が会長職にとどまると、当面する放送業務、人事編成などにおいて、会長の権限が濫用され、NHKは「ボルトとナットで締め直され」て、公共放送にふさわしい理事会の民主的合議体制が機能しなくなる恐れがあるからです。それはNHKをいっそう混乱に陥れ、「民主主義の発達に資する」放送を提供すべきNHKがトップダウン型の専決組織に変質させられる危険性ともいえます。そこで、私たちは靱井氏に一刻も早く会長職から退いていただくことを焦眉の課題と考え、以下の行動を提起することとしました。

「受信料支払い凍結運動」の要点

1. 目的

「今のままでは受信料を払う気になれない」という多くの視聴者の意思を汲み上げ、当面、靱井会長の辞任を促す。

2. 支払い凍結運動の方法

- ①4月末日までに靱井氏を罷免するか靱井氏が会長職を辞するよう決断されよう、再度、要求する。
- ②4月末に至っても、なお、靱井氏が会長職にとどまる場合は、同氏の辞職をさらに強く促すため、向う半年間、受信料の支払いを凍結する（本年5月から10月 の間に納期が来る受信料の口座引き落とし等を停止し、振り込み票による支払いも行わない）運動を起こす。
- ③上記②を実行するにあたっては、凍結したことをNHKに通告するよう呼びかける。
- ④半年経過するまでに靱井氏が会長を辞任した場合は、その時点で受信料支払いの凍結を解除し、支払いを再開する。
- ⑤半年が経過した時点で靱井氏がなお会長職にとどまっている場合は、凍結を継続するか解除するかは、凍結を始めた各視聴者の判断に委ねる。
- ⑥どの時点で凍結を解除するにせよ、凍結分も含め、受信料を支払うものとする。

当会は、NHK が国からの出資や助成、営利企業からの広告料に頼らず、視聴者の受信料で財源を賄う公共放送の体制を堅持することを強く支持することに変更はありません。今回、提起する受信料支払い凍結運動は、このような立場を踏まえ、「受信料不払い」運動とは明確に一線を画するものであることを申し添えます。それは、上記の「支払い凍結運動の方法」の②、④～⑥で明確に示されています。

と同時に、私たちは、視聴者が NHK と結ぶ受信契約は税金や国民健康保険料のような片務性の公契約ではなく、視聴者と NHK が相互に権利と義務を分かち合う双務契約だという点を重視しています。過去、何度も受信料の支払い義務を法制化しようとする放送法改定法案が国会に上程されながら廃案となったのは、NHK の人事、運営等に関して視聴者にまったくと言ってよいほど権利が与えられていない現在の受信契約の下で、支払い義務化によって今以上に強い受信料徴収権を NHK に与えると、特権的・徴税的な意識が NHK 内に生まれ、視聴者との相互信頼関係が損なわれるとの危惧があったからです（資料①②参照）。

私たちは、受信料の支払いは視聴者の片務的な義務ではなく、NHK が放送法ならびに NHK 放送ガイドライン等の定めに沿って、民主主義の発達に資する番組を国民に提供するという、視聴者と NHK の間の相互信頼関係の上に成り立つ義務であると理解しています（資料②③参照）。

だとすれば、「政府が右といったら左とは言えない」などと公共放送の自立性を端から理解しない一方で、会長職の権限にはことのほか執着する人物が NHK 会長職に居座り続けたのでは、視聴者は、NHK が公共放送にふさわしい民主的な組織運営に徹し、自主自律の放送を提供する責務を誠実に履行するという信頼を保てないと言わざるを得ません。

このような場合、視聴者は、NHK が公共放送の事業者にふさわしい信頼を回復するのに必要な措置を講じるまで——今回の場合は榑井会長が辞任するまで——民法第 533 条で明記された「同時履行の抗弁権」を準用して、自己の義務の履行を停止する権利を行使できると考えるのが至当です。

ただし、この場合の視聴者の権利は「相手方〔ここでは NHK〕の債権を絶対的に否認する抗弁権ではなく、相手方の債権の存在を認めるけれどもその行使を一時的に制限する延期的抗弁権である」（島谷部茂「同時履行の抗弁権」『法学教室』1999 年 12 月、26 ページ）ことを私たちは十分理解しています。今回、私たちが「受信料支払い凍結運動」を榑井氏の会長辞任を停止条件として実施に踏み切ることにしたのも、支払い凍結を解除する際には凍結分も含めて受信料を支払うものとしたのも、このような理解を前提にしているからです。

貴委員会ならびに貴職におかれましては、こうした当会の見地を十分ご理解の上、榑井氏の会長罷免または自主的な辞職を一日も早く、決断されるよう、強く要望いたします。

以上

【資料】

① 1980（昭和55）年4月9日、衆議院通信委員会における武部文委員の質問（抜粋）

「武部委員 今度の義務制の問題あるいは料金値上げの問題等をめぐってマスコミに登場してきた国民の声を私なりにいろいろと調べてみました。それを見ますと、放送の内容あるいは経営の姿勢、大体どこで選ばれるかわからない会長や経営委員などの組織が云々というような主張がありますね。これは事実であります。

また、払わぬ一つの理屈として、現在のNHKは支持できない、それはNHKを見ないから払わぬのではなくて、NHKを見ておるから払わぬのだ、こういう奇妙な理屈がございました。それは、いま申し上げたような、放送の内容がどこで決まって、NHKを経営する経営委員なるものが一体だれで、どこでどういう方法で選ばれたのか皆目わからぬということで、NHKの受信料を払わぬ、こういう理屈になっておるようですね。そういう声があります。

それから、支払い義務があるというならば、それに対応するところの視聴者側の権利を明確にしなければならぬはずだ、それはNHKの人事とか予算あるいは放送内容について、視聴者側の権利を明確にする必要があるのではないかという意見が出ておるようであります。これももっともなことだと思うのです。たとえば、監査の問題等をとってみてもそうですが、監査の決定権は視聴者が持つべきだ、自分たちが払っておるのだから自分たちの代表がそれを決定する権利を持つべきだという意見もあります。NHKの経営あるいは番組制作などについてチェックしていくためにも、現在の経営委員——自民党の皆さんの発言を見ますと、国民の声の代表である経営委員に対してもっと発言権を持つべきだというような意見がきょうの新聞報道にございますが、この経営委員は視聴者の公選制にすべきではないかという意見もあるようです。これは言うはやすくなかなかむずかしいことだと思うのです。二千八百万の視聴者から経営委員を公選制にしると言ったって、なかなかできっこないと思うのです。しかし、それはまた考えようによっては、各県ごとに視聴者会議というものもあるわけですから、そういうものを通じて推薦を得た者を、たとえば中国本部あるいは近畿本部というものの中から選択をし、選び、そうしてできるだけ公選制に近いような形で経営委員を選ぶべきではないかという意見が出てくるのは私は当然だと思います。

ここに十二名の方の経歴の一覧表もございますし、今度また任期切れの方もあるようですけれども、確かにわれわれは、この人たちが果たしてNHKの放送についてどういう見識をお持ちだろう、どんな発言をせられたらろうか、先般当委員会でも同僚委員から発言もございましたけれども、皆目見当がつかぬ。一体どうして選ばれておるのだろうか、見たこともなければ聞いたこともないような人だということになってくる。あるいはまた、この中には新聞界の方がいま二名、この次また一名予定されているようですが、この十二名の中に三人の全国大新聞の代表の方が入られる、これは一体どういうこと、だろうか。いろいろな点についての疑問がある。したがって、公選制をやれという意見が出てくるのも私は当然だと思うのですが、こういうことについてNHKはどのような見解をお持ちでしょうか。」

（「衆議院通信委員会会議録」より）

② 河野弘矩「NHK 受信契約」（遠藤浩・林良平・水本浩監修『現代契約法大系』第7巻、サービス・労務供給契約、1984年有斐閣、241ページ）

「思うに、国民的支援にささえられた番組編成、経営基盤（財源）の自主独立性を堅持し、国民の総意に沿ったサービスの提供に努めうる諸環境を存続させるためにも、NHKに完全な特権的、徴税的な心理を育成する方向には絶対に進むべきではなく、そのためにも、NHKと受信者が受信契約の締結という行為を介して形成され、育成された相互信頼関係はその範囲で価値あるものであり、現行放送法32条は、それなりに評価に値する規定であるといえよう。」

③ 1999（平成11）年3月15日、衆議院通信委員会における海老沢勝二 NHK 会長（当時）の発言（抜粋）

「海老沢参考人 この受信料の公正負担ということで、私ども日ごろいろいろな形で我々の公共放送の意義なり存在というものを御説明しているわけでありまして。そういう中で、私は、広告放送なりあるいはNHKが有料放送をやりますれば、根本的に放送のやり方が変わっていかざるを得ないだろうと思っております。」

先ほど申しましたように、やはり、イギリスにBBCというのがあります、これは受信料だけで広告放送をやらないでやっておりますが、イギリスの方は御承知のように罰則規定がありますし、強制的に徴収される。それで、NHKは罰則規定、いわゆる公権力が働かなくて、NHKと国民との信頼に基づいて受信料をいただいているという全く世界に例のない理想的な公共放送であります。

そういう面では、我々日本人は、私は、性善説をとっているというのですけれども、性善説の中で、国民の理解と信頼で成り立っているわけでありまして。この組織というものを私は大事にし、やはり、日本人の心の優しさといいますか、それを信じながらいい番組をつくっていくことが我々の使命だろうと思っております。そういう面で、私は、多メディア・多チャンネルになっても、NHKは受信料を堅持し、これを我々はさらに発展させていくように努力するのが我々の使命だろうと思っております。」

